



# 地域課題解決型 創業支援補助金



栃木県内で実施する 地域課題を解決する社会的事業※<sup>1</sup>で、「創業」や「事業承継又は第二創業」に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者

## 【創業する方】

- ・業種の制限はありません※<sup>2</sup>
- ・R3年4月14日～R3年12月31日迄に、当事業で新たに創業する方

## 【事業承継又は第二創業の方】

- ・R3年4月14日～R3年12月31日迄に、Society5.0※<sup>3</sup>関連業種等の分野の事業を、事業承継又は第二創業により実施する個人事業主または法人の代表者となる方

補助上限額

**200万円**

補助率

**1/2**

## 補助対象経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等

※交付決定日(7月上旬頃)以降に発注する経費が対象です

東京23区(在住者又は通勤者※<sup>4</sup>)から栃木県内へ移住して創業する場合には、

**移住支援金として最大100万円**

が、転入先の市町から支給されます。

募集締切

**5/14(金)**

**必着**

事業の詳細、募集要項や提出書類等については、右記のインターネットサイトをご覧ください

○地域課題解決型創業支援補助金について

<http://www.tochigi-iin.or.jp/index/2/5/1.html>

○移住支援金について

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/iju\\_shien\\_jigyoku.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/iju_shien_jigyoku.html)

※<sup>1</sup> 次に掲げる事項の全てに該当する必要があります。

- (1) 地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)
- (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)
- (3) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)

※<sup>2</sup> ただし、栃木県が地域再生計画に定める分野で創業される方が対象となります。

※<sup>3</sup> AIやIoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術を産業や生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会

※<sup>4</sup> 通勤者は東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県(条件不利地域を除く))に在住する方に限ります。

○問い合わせ先

事務局:(公財)栃木県産業振興センター 経営支援部 総合相談グループ TEL:028-670-2607  
 栃木県産業労働観光部経営支援課 中小・小規模企業支援室 TEL:028-623-3173